



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和4～5年度

大学の設置等に係る提出書類に関する説明

高等教育局

大学教育・入試課 大学設置室

目次

- ① 認可申請書類等の作成方法に係る主な変更点
 - ① 令和4年度大学設置基準等の改正
 - ② 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（告示）の改正

参考）令和7年度開設以降の「学生の確保の見通し等を記載した書類」
- ② 学部等の設置届出等について
- ③ 設置計画履行状況等調査について

1

認可申請書類等の作成方法に係る
主な変更点

①令和4年度大学設置基準等の改正

令和4年度大学設置基準等の主な改正点

- ✓ 3ポリシーに基づく教育課程の編成等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた不断の見直しを行う旨、規定上明確化
- ✓ 必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織の編制など、**教員と事務職員等の関係を一体的に規定**
- ✓ 従前の設置認可審査における専任教員の考え方等も踏まえながら「**基幹教員**」として定義を明確化するとともに、**必要最低教員数の算定においては、複数の大学・学部での算入も可能（4分の1まで）**とすることなどを規定
- ✓ 授業期間を10週又は15週を原則とするとの考え方を改め、大学の判断により多様な期間（8週、10週、15週を例示）が設定できること等を明確化
- ✓ 1単位に必要な授業時間数について、授業方法別に基準を定めた規定を廃止
- ✓ **運動場・体育館等のスポーツ施設、講堂、寄宿舍・課外活動施設等の厚生補導施設について、必要に応じ設ける施設として一般化**
- ✓ 教育研究上の機能として必要となる教室、研究室等は列記しつつ、大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとするを規定 等

○改正内容の詳細は以下URLを参照してください。【令和4年度大学設置基準等の改正について】
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm

認可申請書類における主な追加・変更箇所

(1) 基本計画書

分	計	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
		(38)	(16)	(7)	(4)	(65)	(9)	(一)
合計		39	18	8	5	70	10	一
職種								
専属								
事務職員		25			10			35
		(23)			(9)			(32)
技術職員		2			0			2
		(2)			(0)			(2)
図書館職員		1			2			3
		(1)			(2)			(3)
その他の職員		1			0			1
		(1)			(0)			(1)
指導補助者		5			0			5
		(5)			(0)			(5)
計		34			12			46
		(32)			(11)			(43)
校区分								
専用								
共用								
共用する他の学校等の専用								
計								
校舎敷地		70,000㎡		35,000㎡		30,000㎡		135,000㎡
その他		1,000㎡		4,000㎡		5,000㎡		10,000㎡
合計		71,000㎡		39,000㎡		35,000㎡		145,000㎡
校舎								
専用								
共用								
共用する他の学校等の専用								
計								
		60,000㎡		25,000㎡		20,000㎡		105,000㎡
		(60,000㎡)		(25,000㎡)		(20,000㎡)		(105,000㎡)
教室・教員研究室	教室			52室		教員研究室		60室
								大学全体

図書館職員

- 専属の図書館職員は大学設置基準等に定める必置職であるため御留意ください。

校地等

【校舎敷地】

- 『校地面積』算入施設用地に該当する面積を記入してください（運動場用地を含む）。

【その他】

- 『校地面積』不算入施設用地に該当する面積を記入してください。

※大学の設置等に係る提出書類の作成の手引
「『校地』に算入される大学用地の考え方」参照

図書・設備	新設学部等の名称	図書		学術雑誌		機械・器具	標本	点
		〔うち外国書〕	電子図書	〔うち外国書〕	電子ジャーナル			
	法学部	20,000 [1,000]	3,000 [1,000]	1,500 [100]	500 [50]	8,000	50	
		(15,000 [1,000])	(2,300 [800])	(1,000 [80])	(300 [30])	(7,000)	(50)	
	計	20,000 [1,000]	3,000 [1,000]	1,500 [100]	500 [50]	8,000	50	
		(15,000 [1,000])	(2,300 [800])	(1,000 [80])	(300 [30])	(7,000)	(50)	
	スポーツ施設等	スポーツ施設		講堂		厚生補導施設		
		2,500㎡		1,000㎡		4,000㎡		大学全体
経費の見積り及び維持方法	経費の見積り	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	必要1人当り研究費等	400千円	500千円	500千円	500千円	—千円	—千円	
	共同研究費等	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	—千円	—千円	
	図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	—千円	—千円	
	設備購入費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	55,000千円	—千円	—千円
			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
								※学生納付金

スポーツ施設等

【スポーツ施設】

- 運動場（グラウンド）は含めません。

【厚生補導施設】

- 体育館や保健センター等の厚生補導業務に活用する施設の面積を記入してください。

認可申請書類における主な追加・変更箇所

(3) 教員名簿

別記様式第3号 (その2の1)

(用紙 日本産業規格A4横型)

教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況

教員の氏名等																	
(法学部 法律学科)																	
職別	教員区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	主要授 業科目	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況	中記に係る大学等 の職務に 従事する 相当たり 程度は	中記に係る学部等 以外の組織(他の 大学等に置かれる 学部等を含む)で の基幹教員としての 一級一審一審一立		
													教授会 教務委員会 その他 学部の設置、会議等の名称				
1	基(主専)	教授(学部長)	フリガナ 森 〇〇 <令和〇年4月>	62	法学博士	600	〇〇〇〇論 ××××学 △△△△演習		1-2前 3通 3後	4 6 2	2 3 1	蔵ヶ岡大学 法学部 教授 (昭60.4)	○		4日		
2	基(主専)	教授(学部長)	フリガナ 大山 〇〇 <令和〇年4月>	60	法学博士	590	〇〇〇〇論 ××××学 □□□□学		1-2通 3通 3-4前	2 4 2	1 2 1	お台場大学 法学部 教授 (平3.4)	○	○	5日		
3	基(主専)	教授	フリガナ 櫻本 〇〇 <令和〇年4月>	72 (高)	法学修士	590	▼▼▼論 ◆◆◆のしくみ		1前 2前	2 2	1 1	元 株式会社〇〇取締役 (平16.3まで)	○		5日		
4 ①	基(主専)	講師	フリガナ 西園寺 〇〇 <令和〇年4月>	59	法学博士	450	△△△△論 ※ ××××学		1後 2後	0.3 2	1 1	東都学術総合研究所 主任研究員 (平13.4)		○	△△会議	4日	
4 ②	基(主専)	講師	フリガナ 蜂須賀 〇〇 <令和〇年4月>	45	修士 (法学)	400	△△△△論 ※ ××××学		1後 2後	0.3 2	1 1	桜田大学 法学部 講師 (平22.4)		○		4日	
5	基(専)	准教授	フリガナ 大木 〇〇 <令和〇年4月>	51	法学修士	500	□□□□学 ◎◎◎◎演習 ▲▲▲▲演習 ◇◇◇◇演習		1前 2後 3通 3後	2 2 4 2	1 1 2 1	お台場大学 法学部 准教授 (平5.4)	○		5日		
	基(他)	講師	フリガナ 大木 〇〇 <令和〇年4月>	50	法学修士	200	□□□□学 ▲▲▲▲演習 ◇◇◇◇原編		1前 3通 3後	2 4 2	1 2 1			○	□□□□委員会	4日	お台場大学 法学部 「基(他)」

・教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員として、直接的かつ実質的に構成員として参画する会議等の項目に「○」を記入してください。

※「その他」を選択した場合は、具体的な会議名を記載するとともに、当該会議が教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議であることについて、「設置の趣旨等を記載した書類」において説明してください。

教員区分

・基幹教員ごとに以下の () 内の区分を選択し、記入してください。

主専 or 主	専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当する者。
専	専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者。
専他	専ら当該学部等の教育研究に従事する者以外であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者。 (主として他学部等の教育研究に従事しているが、他学部等において基幹教員として算入せず、認可申請する学部等で年間8単位以上の授業科目を担当する者を想定。)
他	専ら当該学部等の教育研究に従事する者以外であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者。 (当該大学等以外に専ら従事する者又は当該大学等内の複数の学部等で基幹教員として算入する者を想定)

基幹教員の

3 / 4 以上

1 / 4 以内

認可申請書類における主な追加・変更箇所

(4) 審査対象教員一覧

※判定カードを審査対象教員一覧に一元化（V～BR列）。

作成例：学部等

審査対象教員一覧

[A～T列]

専攻分野等

- 担当授業科目の専攻分野（専門委員会が異なる場合も含む）が複数にわたる場合は、当該教員の主要な「専攻分野」「専門委員会」欄のセルを水色で塗りつぶしたうえで、当該セルにコメント機能で「主要な専攻分野（又は専門委員会）」と記載してください。
- 大学院修士課程及び博士課程における研究指導科目を、各教員の担当する科目の先頭に記載し、科目名に下線を付した上で、セルの色を黄色に塗りつぶしてください。

【判定欄：V～BR列】

大学名	〇〇大学	学部名	〇〇学部	学科名	〇〇学科	開設年度	令和〇年度												
調書番号	教員区分	職位	フリガナ氏名	年齢	保有学位	〔※〕職位			〔※〕区分			専門委員会	専攻分野	担当授業科目名	判定	可以外の判定理由	前年度結果	過去の入学設置・学校法人審議会における判定結果	
						適格性	(不適格な場合)不適格の理由	適格な職位	適格性	(不適格な場合)不適格の理由	適格な区分								
1	基(主専)	教授	〇山 〇雄	62	経済学修士								経済学	理論経済学	◎◎◎研究				
2	基(専)	教授	ポール・ヘンダーソン Paul Henderson	72(高)	Ph.D. Economics (1984)								経済学	理論経済学	〇〇〇論				
3	基(専)	教授	〇山 〇子	59	経済学修士								経済学	理論経済学	◇◇◇特論				
4	基(他)	准教授	△谷 △介	50	修士(経済学)								経済学	理論経済学	×××特論				
													経済学	理論経済学	■■■演習				
													経済学	理論経済学	▲▲▲実習				
													文学	比較文化学	△△△概論				

調書番号	教員区分	職位	フリガナ氏名	年齢	保有学位	審査保留	一次判定			一次判定			一次判定						
							職位の適格性			区分の適格性			授業科目等の判定						
							適格性	(不適格な場合)不適格の理由	適格な職位	適格性	(不適格な場合)不適格の理由	適格な区分	専門委員会	専攻分野	担当授業科目名	担当科目の適格性	可以外の判定理由	可以外の判定理由が「その他」の場合の具体的な理由	
1	基(主専)	教授	〇山 〇雄	62	経済学修士								経済学	理論経済学	◎◎◎研究				
2	基(専)	教授	Paul Henderson	72(高)	Ph.D. Economics (1984)								経済学	理論経済学	〇〇〇論				
3	基(専)	教授	〇山 〇子	59	経済学修士								経済学	理論経済学	◇◇◇特論				
4	基(他)	准教授	△谷 △介	50	修士(経済学)								経済学	理論経済学(含む歴史)	×××特論				
													経済学	理論経済学(含む歴史)	■■■演習				
													経済学	理論経済学(含む歴史)	▲▲▲実習				
													文学	文化人類学・民俗学	●●●論				
													経済学	理論経済学	◎◎◎研究				
													経済学	理論経済学	▽▽▽論				
													経済学	理論経済学	◆◆◆論				
													経済学	理論経済学	▼▼▼特論				
													経済学	理論経済学	〇〇〇演習				
													経済学	理論経済学	△△△概論				
													経済学	理論経済学	□□□概論				
													経済学	理論経済学(含む歴史)	×××特論				
													経済学	理論経済学	■■■演習				
													経済学	理論経済学	◇◇◇実習				

調書番号や担当授業科目名等

- 審査対象教員一覧及び判定欄が、教員名簿の調書番号や教員区分、担当授業科目名等と一致していることを必ず確認してください。

②大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（告示）の改正

【令和4年9月主な改正内容】

1. 平均入学定員超過率から収容定員充足率への審査基準の変更について

申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科において、一定の入学定員の超過がある場合に新たな学部等の設置等を認可しない認可基準における規定について、「平均入学定員超過率」から「収容定員充足率」に変更。

※成績管理の厳格化・明確化に取り組む大学等の学部等に限り、修業年限超過学生の数を収容定員充足率の算定から控除。

2. 定員未充足に係る審査基準の新設について

※令和6年3月末申請分（令和7年度学部等設置）から適用

申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率が0.5倍以下の場合には認可しない旨の規定を新設。

②大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（告示）の改正

（参考）収容定員充足率の取扱い

		定員超過						定員未充足
開設年度 ※	区分	大学				短期大学	高等専門学校	大学 短期大学 高等専門学校
	大学規模 (収容定員)	4000人以上		4000人未満				
	学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満				
令和6年度	収容定員充足率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	—
令和7年度 以降	収容定員充足率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	0.5倍 超過

※ 設置者変更の認可申請を含む

【令和5年2月 主な改正内容①】

1. 厳格な成績管理をしている場合の2年以内の修業年限超過者を除く扱いについて

大学等に関する学校教育法第4条第1項の認可申請に係る収容定員充足率の算定において、認可告示第1条第2項に定める厳格な成績管理をした場合に5月1日現在の学生数から2年以内の修業年限超過者を控除する取扱については、定員超過の場合のみの適用としました。

2. 設置後又は収容定員の変更後、完成年度までの算定について

学部等の設置後又は収容定員の変更後、完成年度を迎えていない学部等の収容定員充足率については、申請年度における各年次の入学定員及び編入学定員に相当する数の合計数を用いて、収容定員充足率を算定することとしました。

例) 申請年度において、設置後3年目の学部（修業年限4年、収容定員420人（入学定員100人、3年次編入学定員10人）を設定している場合）の収容定員充足率

	A - 2年度	A - 1年度	A年度 (申請年度)	A + 1年度
入学定員	100人	100人	100人	100人
編入学定員	—	—	10人	10人
学生数	100人	200人	310人	420人

入学定員どおり学生が入学した場合、収容定員充足率は

$$310 / (100 + 100 + 100 + 10) = 1.00 \text{ 倍} \text{ となります。}$$

【令和5年2月 主な改正内容②】

3. 新型コロナウイルス感染症対応により追試験等に合格した者の算定除外について

令和3～5年度の入学者のうち、新型コロナウイルス感染症の罹患や罹患が疑われるような場合など、本来受験する予定であった日程での受験ができず、各大学等の定めた規定に基づく追試験等に合格し入学した者について、定員超過における収容定員充足率の算定に当たっては、学生の数には含めないこととしました。

※事前のお知らせ

【令和5年6月頃改正予定の内容】

● 収容定員による審査基準の経過措置について

申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科において、一定の入学定員の超過がある場合に、新たな学部等の設置等を認可しない認可基準における規定について、「平均入学定員超過率」から「収容定員充足率」に変更したところですが、令和6年度学部設置等の認可に当たっては、「平均入学定員超過率」または「収容定員充足率」のいずれかの基準を満たしていれば足りることとする 予定です。詳細は以下URLを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm

認可申請書類の主な変更点

(1) 基本計画書

の概要	学年1人当たり 納付金		1,400千円	1,100千円	1,000千円	1,000千円	1千円	1千円	学部法律学 科、法学部政 治学科、通信 教育課程法学 部政経学科	
			1,300千円	1,100千円	1,000千円	1,000千円	1千円	1千円		
			1,000千円	800千円	800千円	800千円	1千円	1千円		
学生納付金以外の維持方法の概要			雑収入等							
既設大学等の 状況	大学等の名称		畿が関短期大学							
	学部等の名称		修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	収容定員 充足率 位	開 学 年 度	所在地
	英文学科		2	40	—	80	短期大学士(文学)	1.02	昭和62年度	※令和〇年度 より学生募集 停止(日本文 学科)
	日本文学科		2	—	—	—	短期大学士(文学)	—	昭和62年度	
こども学科		2	80	—	160	短期大学士(こども学)	1.01	昭和62年度		
附属施設の概要			名称：〇〇総合研究所 目的：〇〇〇の研究 所在地：東京都港区虎ノ門〇丁目〇番 設置年月：平成15年10月 規模等：土地8,000㎡、建物5,000㎡							

収容定員充足率

- 学部全体及び学科ごと※1、大学院については研究科の専攻ごと※2に認可の申請をする年度の5月1日現在の収容定員の数に対する学生数の割合※3を記入してください(学生募集停止を行った学部及び学科については記入不要です)。
- 完成年度を迎えていない学部等や学年進行中の入学定員の増減がある学部等については、「収容定員の充足状況」に従って作成してください。

- ※1 短期大学については学科ごと(専攻課程を置く場合は学科全体及び専攻課程ごと)
- ※2 博士前期課程と博士後期課程を置く場合は課程ごと
- ※3 小数点以下第2位(第3位を切捨て)まで

認可申請書類の主な変更点

(2) 収容定員の充足状況

○収容定員の充足状況

大学・学部等名	収容定員	学生数 (令和4年5月1日現在)	収容定員充足率	備考
霞が関大学 ○○学部 (合計)	1,460	1,499 《1,477》	1.02 《1.01》	
××学科	800	868 《824》	1.08 《1.03》	
△△学科	300	291	0.97	令和4年4月開設
□□学科	340	340	1.00	令和4年4月 収容定員変更 変更前収容定員：320 変更後収容定員：400

※学部新設後または収容定員変更後、完成年度前の学部等については、備考欄に当該学部等の開設時期、変更前の収容定員数及び変更後の収容定員数について記載してください。

※《 》内は、修業年限超過学生を控除した場合及び「大学、短期大学及び高等専門学校」の設置等に係る認可の基準」附則第2項及び第4項を適用した場合の学生数及び収容定員充足率を記載してください。

- 授業計画書の作成・公表に係る取組の概要及び公表方法
- GPA等の客観的な指標の設定や運用に係る取組の概要及び公表方法
- 大学等が主体的に実施する成績不振の学生への個別指導に係る取組の概要

- ・修業年限を超えて在籍する学生のうち、修業年限を超えて在籍する期間が2年以内の学生（海外の大学、短期大学又は高等学校に留学した修業年限超過学生については、修業年限を超える在籍期間が3年以内のもの数）を控除して収容定員充足率を算出する場合には、収容定員の充足状況を示した表に加えて、上記の各成績管理等に係る取組の概要や公表方法について説明を記載してください。

収容定員充足率

- ・認可の申請を行う年度の5月1日現在の学生数を収容定員数で割って算出してください（小数点以下第2位（第3位を切捨て）まで）※1。
- ・修業年限超過学生を控除する場合には、上段に控除前の学生数及び収容定員充足率を記載した上で、下段に控除後の学生数及び収容定員充足率を《 》を用いて記載してください。令和3～5年度の入学者のうち、新型コロナウイルス感染症対応により追試験等に合格し入学した者を、定員超過における収容定員充足率の算定から除外する場合も同様です。
- ・完成年度を迎えていない学部等や学年進行中の入学定員の増減がある学部等については、申請年度における各年次の入学定員及び編入学定員に相当する数の合計数を用いて収容定員充足率を算定してください※2。

- ※1 申請に係る大学、短期大学及び高等専門学校について作成。大学院、専攻科、別科、募集停止を行った学部等（短期大学、高等専門学校にあっては学科等。）については作成不要です。ただし、大学院や大学院の研究科等の設置認可申請においても、本資料の作成が必要であるため、御留意ください。
- ※2 令和5年2月下旬改正内容の資料や大学の設置等に係る提出書類の作成の手引を参照してください。

【参考】 令和7年度開設以降の「学生の確保の見通し等を記載した書類」

○大学の設置等に係る提出書類の作成の手引のうち、「学生の確保の見通し等を記載した書類」について、令和7年度以降開設の申請より変更を予定しています。
主な変更点は以下のとおりです。

競合校の設定・分析

- 競合校設定に関する分析内容（新設組織との類似性、誰に訴求するか等）を具体的な観点を示した上で、説明すること。
- 競合校との類似性や新設組織の優位性等について説明すること。

入学意向に関するアンケート調査

（主に高校2年生を対象）

- 学校基本調査等のデータを用いて、どの都道府県からどの程度の大学等進学者が見込まれるか分析の上、学生募集地域の妥当性を説明すること。
- アンケートにおいて5つの設問及び選択肢を指定し、それらのクロス集計結果による分析を行うこと。

学生確保の取組の効果

- 学生募集のためのPR活動について、既設の組織で取り組んでいる場合はその実績を分析し、新設組織で同様の取組を実施した場合に見込まれる入学者数について提示すること。

その他

- 説明項目及び内容について、順序を変更。
- 説明において提示するデータを明示した上で、その書式を統一。

（例） 新設組織が置かれる都道府県への入学状況
既設学科等の入学定員充足状況（直近5年間）
既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績 等

○詳細は以下URLを参照してください【学生の確保の見通し等を記載した書類（令和7年度開設対象）】
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm

2

学部等の設置届出等について

①学部等の届出設置が可能な条件について

○届出設置については、1. 「学位の種類」に変更がなく、かつ2. 「学位の分野」に変更がないことが要件となっています。

◆「学位の種類」とは

○「学位の種類」とは「学士」、「修士」、「博士」等です

◆「学位の分野」とは

○「学位の分野」とは、「文学関係」、「教育学・保育学関係」等で、大学設置の手引に掲載している文部科学省告示「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」の別表第一をご参照いただければと存じますが、学士、修士、博士においては、19の分野、短期大学士では、15の分野が設けられています。

【例】

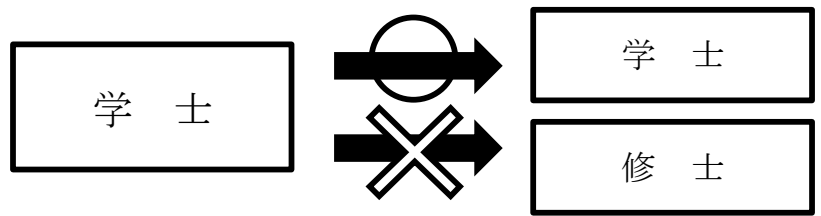
○学士、修士、博士

文学関係、教育学・保育関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）

○「学位の分野」については、教育研究上の目的、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、教育課程の編成や教員組織の編制等を勘案し、それぞれの学位の種類のどれに該当するかが判断されます。

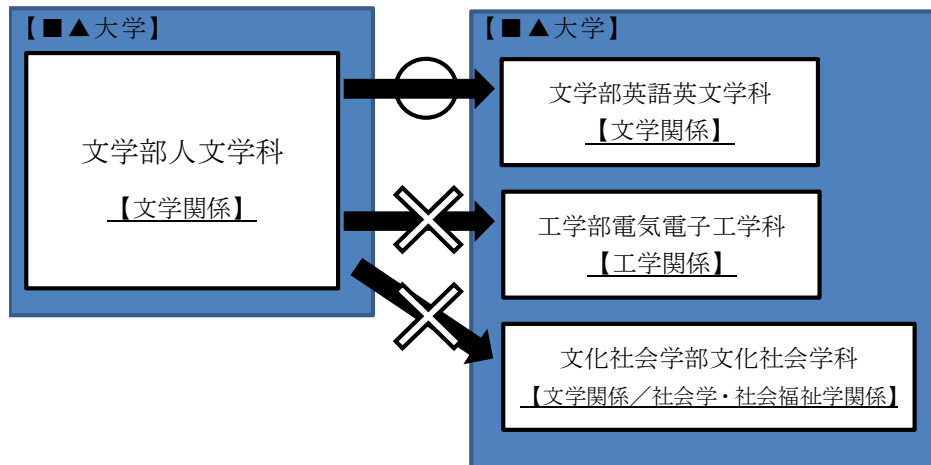
○そのうち、教育課程の編成の観点においては、学科等の教育課程が複数の学問分野の授業科目で構成されている場合、「主となる」分野が「学位の分野」として判断されます。「主となる」分野は、単に授業科目数や単位数等だけではなく、教育研究上の目的、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーも含めて判断されます。そのため、「主となる」分野が、複数存在することもあります。

◆「学位の種類」に変更がないとは



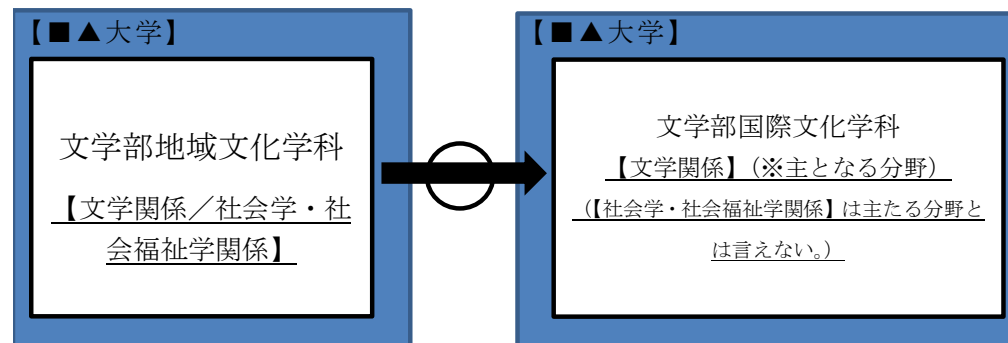
◆「学位の分野」に変更がないとは

(例1)



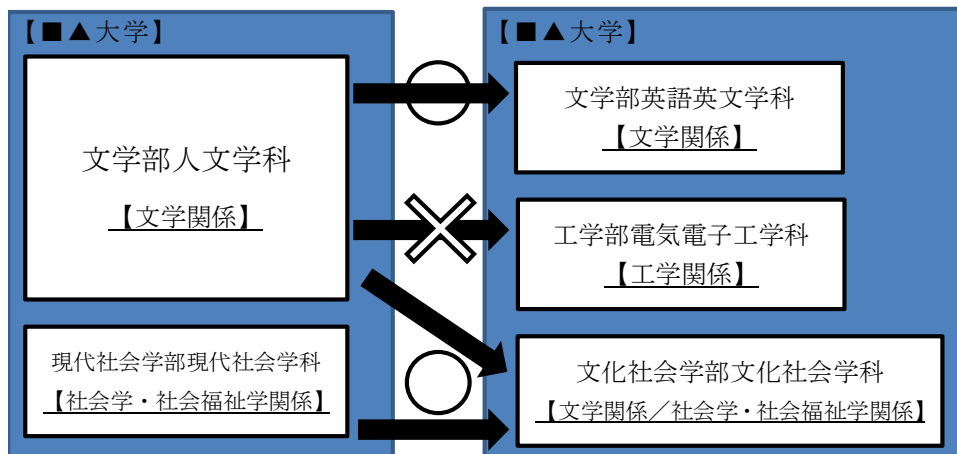
※「文学関係」からは「文学関係」のみの学部等の場合、届出による設置が可能

(例2)



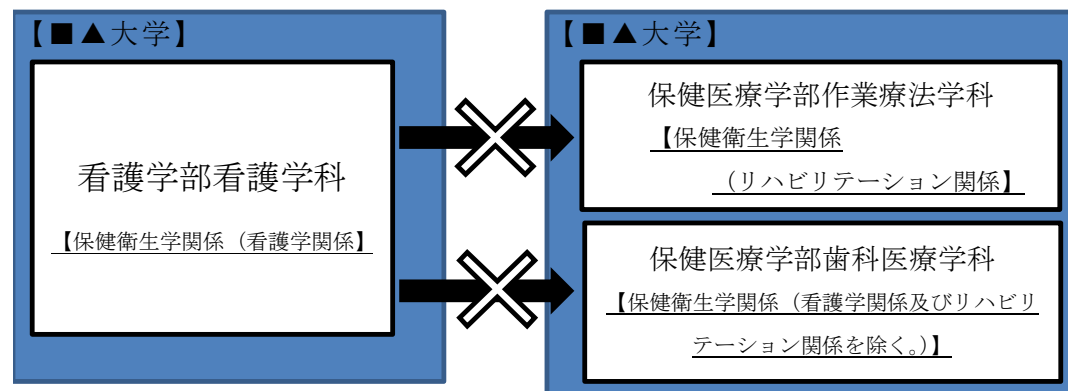
※既設の学科等が複数の「学位の分野」を持っており、新設の学科等ではそのうちの一部の「学位の分野」しかない場合でも、届出での設置が可能。

(例3)



※構成分野が複数に跨り、それぞれの学位の分野が特定でき、それぞれの分野の学位を授与するものとして適当と認められる場合は、いずれも主となる「学位の分野」として取り扱う。このとき、大学全体として授与する学位の分野が増える場合には届出設置は認められない。

(例4)



※保健衛生学分野においては、看護師養成等の目的を踏まえて、複数の「学位の分野」が存在する。そのため、保健衛生学分野の学科として「看護学科」しか存在しない大学等が、作業療法学科等を届出で設置することはできない。

② 「学位の分野」の判断について

- 「学位の分野」については、教育研究上の目的、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、教育課程の編成や教員組織の編制等を勘案し、総合的に判断されます。
- したがって、単に教育課程に占める授業科目数又は単位数の割合等のみで判断されるわけではありません。
- これらの判断にあたっては、専門的な知見等が求められることから、届出設置に先立って、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会の「事前相談」を受審するよう、お願いします。
- また、「学位の分野」については、様々な事項の総合的判断を踏まえた判定となるため、事前相談時から計画変更があった場合は、事前相談の結果は原則として無効になります。そのため、変更があった場合は再度事前相談が必要になることも考えられますので、確定した情報で事前相談を受審することをお勧めします。

③ 「事前相談」について

- 「事前相談」の相談可能事項は以下のとおりです。

①教員審査の省略に該当するか※¹、②届出設置の要件に該当するか※²、③名称変更の要件に該当するか※³

- ※¹ 既設の大学等を廃止し、その職員組織等を基に大学等を設置する場合で、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制及び教育課程の編成等が同等である場合等に該当。
- ※² 学部等の設置で、当該大学が授与する学位の種類及び分野に変更がない場合に該当。
- ※³ 教育課程や教員組織の変更を伴わない、いわゆる「看板の掛け替え」の場合に該当。

上記に該当すると考えている場合は、届出のスケジュール等を考慮した上で適切なタイミングで事前相談を受審してください。

- 詳細は右記URLを参照してください。 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1246441.htm

④学部等の設置の届出について

○「事前相談」を受審した結果、「届出設置可」と判定された学部等については、開設前年度の所定の期間中に届出の手続を行うことが可能です。

(参考) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1368694.htm

○なお、届出内容に法令に規定する内容に適合しない内容がある場合は、学校教育法第4条第3項に定める「措置命令」の対象となります。対象となる場合は、届出の受付から60日以内に「措置命令」を行います。

○「措置命令」の対象になるのは、届出学部等だけでなく、既設の学部等も含まれますので、例えば、校地・校舎の面積や必要基幹（専任）教員数等の各項目について、大学全体で問題ないか、届出前に必ず確認してください。

⑤令和4年度大学設置基準等の改正に伴う書類作成の変更点について

○大学設置基準等の改正に伴う届出書類作成については、「①認可申請書類等の作成方法に係る主な変更点」における説明と同様ですので、御留意ください。

3

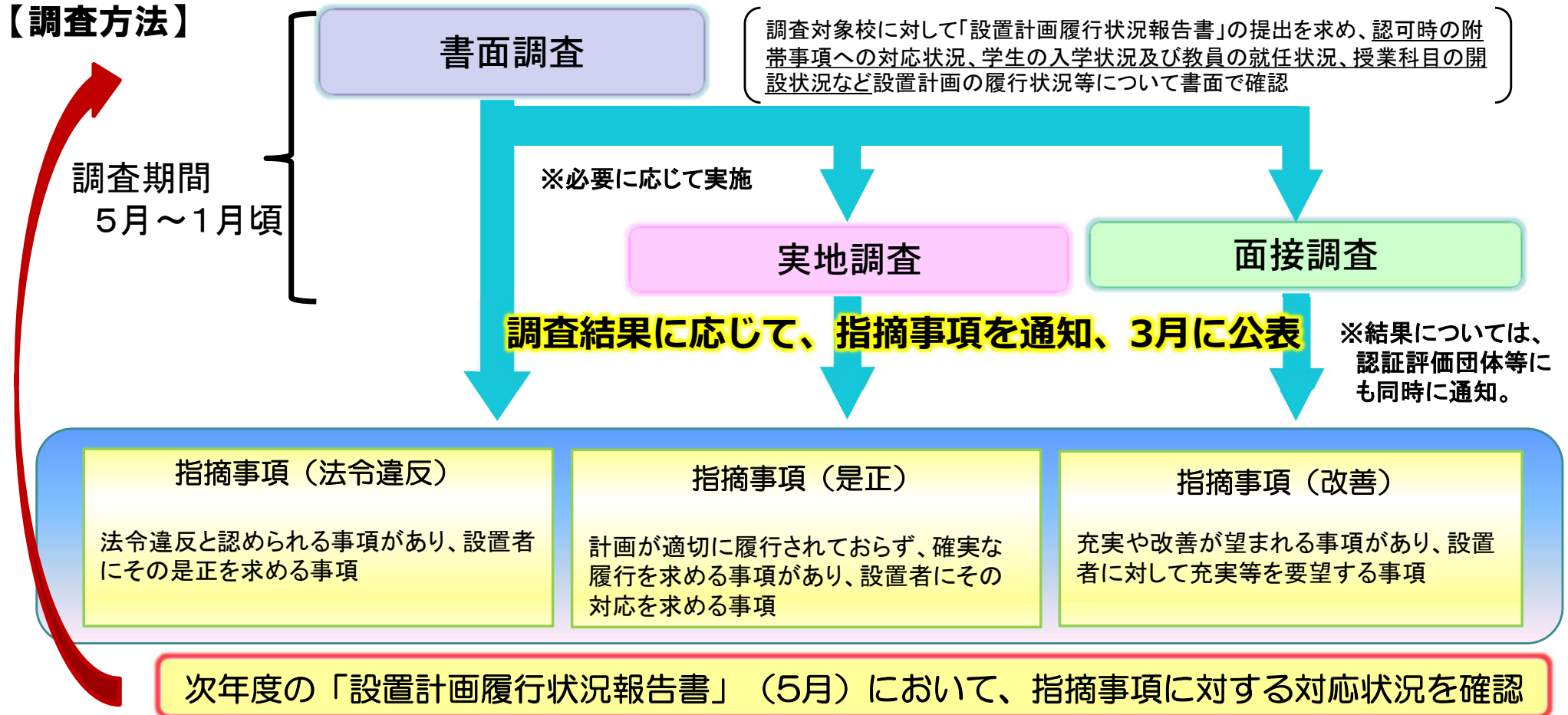
設置計画履行状況等調査について

(参考) 設置計画履行状況等調査※1について

※1 設置計画履行状況等調査(通称:アフターケア(AC))

大学の設置等の認可や届出の後において、原則として、完成年度までの間、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況など設置計画の履行状況等についての調査を行い、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保することを目的とする。調査については大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に設けられた設置計画履行状況等調査委員会において、専門的な見地から実施。

【調査方法】



- ・指摘事項(法令違反)を受け、行政指導によっても対応がなされていない場合、設置認可のスキームではなく、学校教育法第15条による対応(①勧告、②変更命令、③廃止命令)を行うことができる。
- ・指摘事項(法令違反)・指摘事項(是正)を受け、正当な理由なく、次年度の調査において対応がなされていないと認められる場合、「設置計画の履行の状況が著しく不適当」と認定し、新たな学部等の設置や収容定員増の認可をしない。

(1) 設置計画履行状況報告書（AC報告書）について

- **令和5年度より、報告年度の5月1日を基準日とし、適用している大学設置基準等に応じて、AC報告書を作成してください。** ※改正前大学設置基準に基づき、認可又は届出により学部等を設置した場合であっても、報告年度の5月1日時点で改正後大学設置基準に移行している場合には、「改正後大学設置基準適用様式」により作成してください。

改正前大学設置基準適用様式

- 改正前大学設置基準に基づき、認可又は届出により設置した学部等であり、報告年度の5月1日時点で、改正前大学設置基準を適用している場合。

改正後大学設置基準適用様式

- 改正前大学設置基準に基づき、認可又は届出により学部等を設置した後、報告年度の5月1日時点で改正後大学設置基準（令和4年10月1日施行）を適用している場合。
- 改正後大学設置基準（令和4年10月1日施行）に基づき、認可又は届出により学部等を設置している場合。

報告書作成に当たっての留意事項

- ✓ 毎年度、最新の様式を用いて報告書を作成。異なる年度の様式を用いて報告書を作成した場合などは、短期間で改めて報告書の作成を依頼する場合がありますので注意してください。
- ✓ 改正前大学設置基準から改正後大学設置基準に移行する場合、必ず、大学等の全部の学部等において一斉に改正後大学設置基準を適用する必要があるため、同一大学内で複数学部等がAC対象である場合、使用する報告書の様式は混在しません。
- ✓ 報告書の様式は、例年3月末～4月上旬頃、[文部科学省ホームページ](#)に掲載するとともに、調査対象大学等には別途、報告書の作成及び提出を依頼します。
- ✓ 報告書は「認可申請書」や「設置届出書」と同様、事実に即して正確に記してください。履行状況が不明確な場合、面接調査や実地調査などの追加調査の対象となる場合がありますので、「附帯事項への対応状況」などについて、具体的かつ明確に記載してください。

- **調査の結果、設置計画の履行状況が著しく不相当と認められる場合、「大学、短期大学及び高等専門学校**の設置等に係る認可の基準」（平成15年3月文部科学省告示第45条）第2条第3号に該当する旨の判定を行う場合があるので、設置計画の履行及び報告書の作成に当たっては留意してください。

※認可又は届出時の附帯事項やACの指摘事項に対応するため、教育研究活動をより充実させるためなど、明確で合理的な理由がある場合には、設置計画を変更することは可能です。

「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成15年3月文部科学省告示第45条）

第二条 文部科学大臣は、大学等に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、大学等に関する法第四条第一項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

一～二（略）

三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

(2) 基幹（専任）教員採用等設置計画変更書（AC教員審査）について

○AC報告書と同様、適用している大学設置基準等に応じて、申請書を作成してください。

※申請日現在、改正前大学設置基準等を適用している場合であっても、基幹教員として新たに就任するなど、改正後大学設置基準等に移行することが明らかな場合には、「改正後大学設置基準適用様式」により作成してください。

改正前大学設置基準用適用様式

- 改正前大学設置基準に基づき、認可又は届出により設置した学部等であり、報告年度の5月1日時点で、改正前大学設置基準を適用している場合。

改正後大学設置基準適用様式

- 改正前大学設置基準に基づき、認可又は届出により学部等を設置した後、改正後大学設置基準（令和4年10月1日施行）を適用している場合。
- 改正後大学設置基準（令和4年10月1日施行）に基づき、認可又は届出により学部等を設置している場合。

申請書作成に関する留意事項

- ✓ 毎回、最新の様式を用いて申請書を作成してください。
- ✓ 最新の様式でない場合や提出書類が作成要領に則っていない場合、判定を「保留」とする場合があります。
(参考：よくある記載間違い)
 - ・ 就任承諾書の担当授業科目の記載漏れや授業科目名の誤り。
 - ・ 審査対象教員一覧（AC教員審査）における「前判定」の記入漏れ。
 - ・ 受審する授業科目の専攻分野と専門委員会の専攻分野の不一致。

○改正前大学設置基準等に基づいて認可を受けて設置された学部等が、改正後大学設置基準等への適用のため、大学が基幹教員の要件を満たすと判断した「専任教員」を「基幹教員」とする場合は、AC教員審査を受審する必要はない扱いとします。

※改正後大学設置基準の適用にあたり、兼担・兼任教員が新たに「基幹教員」になる場合や「基幹教員」として担当授業科目を追加する場合、「基幹教員」として担当授業科目の内容を変更するなど、AC教員審査の受審を求めていた事由が発生する場合は、AC教員審査を受審する必要があります。

(3) 建築等設置計画変更書について

- 認可又は届出時（いずれも収容定員に係る学則変更は除く）の校舎等建物に係る計画変更（校舎又は体育館の総面積の減少、建築計画の遅延）が生じた場合には、計画を変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日までに提出が必要となりますが、改正前大学設置基準等に基づき開設した学部等が、AC期間中に改正後大学設置基準等に移行した場合、「体育館の総面積の減少」による変更書の提出は不要です。

変更書提出に当たっての留意事項

- ✓ 変更書の提出の遅延や提出を失念しているケースが多発しているので、御注意ください。
- ✓ 年度中に計画を変更する場合は、速やかに大学設置室まで連絡してください。
- ✓ 改正前設置基準を適用している場合は、引き続き「体育館の総面積の減少」について変更書の提出が必要です。

(4) 完成年度において指摘事項が付された場合の取扱いについて

- AC対象期間は原則として完成年度までとなりますが、完成年度において指摘事項が付された場合で、かつ、当該指摘事項について翌年度以降も対応状況の確認を要すると認められた場合には、完成年度を越えて、AC対象となりますので御留意ください。

※完成年度を越えてAC対象となった場合、付された指摘事項に対して十分な対応がなされている場合には調査を終了します。